

第1 天皇

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

【国事行為の種類】

国事行為の種類	具体例
行為そのものが単に儀礼的な行為であり、もともと法的効果を伴わない事実行為であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の大使及び公使の接受（7条9号） ・儀式を行うこと（7条10号）
天皇は「認証」だけを行うとされることによって天皇の行為が形式的・儀礼的な性格となっているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状の認証（7条5号） ・大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の認証（7条6号） ・批准書及び法律の定めるその他の外交文書の認証（7条8号）
行為そのものは、もともと「国政に関する」ものであるが、その実質的な決定権が天皇以外の国家機関にあるため、天皇の行為が形式的・儀礼的意味しかもたなくなっているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>内閣総理大臣の任命</u>（6条1号） ・<u>最高裁判所長官の任命</u>（6条2号） ・<u>憲法改正、法律、政令及び条約の公布</u>（7条1号） ・<u>国会の召集</u>（7条2号） ・<u>衆議院の解散</u>（7条3号） ・国会議員の総選挙の施行の公示（7条4号） ・栄典の授与（7条7号）

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならぬ。

【予算に計上される皇室の費用】

内廷費	内廷にある天皇・皇族の日常の費用（生活費）その他の内廷諸費に充てるもの
宮廷費	内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるもの
皇族費	①内廷にある皇族以外の皇族に対して、皇族としての品位保持の資に充てるため年額により毎年支出するもの ②皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの ③皇族の身分を離れる際に一時金額により支出するもの

第2 国民の権利及び義務

1. 法の下での平等

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(1) 「法の下」の平等の意味

- 立法者拘束説：法適用の平等のみならず、法内容の平等をも意味する。
 - ∴法の内容自体に不平等があれば、それを平等に適用しても意味がない。
 - 立法者拘束説は、14条1項後段は差別事由の例示列挙であるとする。
- 立法者非拘束説：法適用の平等を意味し、法内容の平等を意味しない。
 - 立法者非拘束説は、14条1項後段は差別事由の限定列挙であるとする。

(2) 法の下での「平等」の意味

ア. 形式的平等と実質的平等

- 形式的平等…個人を法的に均等に取り扱いその自由な経済活動を保障する。
- 実質的平等…社会的経済的弱者に厚い保護を与えて現実の実質的な不平等状態を是正し、これらの弱者にも自由と生存を保障する。

イ. 相対的平等と絶対的平等

- 相対的平等…個人の事実上・実質上の差異を前提として、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うこと→これらの差異を考慮した合理的区別は許容される。
- 絶対的平等…事実上の差異があるにもかかわらず、機械的に均一に取り扱うこと

(3) 主な判例

①選挙犯罪者の選挙権・被選挙権停止事件（最大判昭30.2.9）

選挙犯罪者の選挙権・被選挙権を停止することを定めた公職選挙法 252 条が憲法 14 条、44 条に反しないかについて、「選挙の公正はあくまでも厳粛に保持されなければならないのであって、一旦この構成を阻害し、選挙に関与せしめることが不相当と認められるものは、しばらく、被選挙権、選挙権の行使から遠ざけて選挙の公正を確保すると共に、本人の反省を促すことは相当である」と判示して、公職選挙法 252 条を合憲とした。

②尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭 48.4.4）

「刑法 200 条は、尊属殺の法定刑を死刑または無期懲役刑のみに限っている点において、その立法目的達成のため必要な限度を遥かに超え、普通殺に関する刑法 199 条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法 14 条 1 項に違反して無効である」。

（刑法 200 条は平成 7 年の改正により削除）

③日産自動車事件（最判昭 56.3.24）

男子の定年年齢を 55 歳、女子の定年年齢を 50 歳と定める就業規則は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別による不合理な差別を定めたものとして民法 90 条により無効である。

④国籍法 3 条 1 項違憲判決（最大判平 20.6.4）

認知に加えて父母の婚姻により嫡出子の身分を取得したことを国籍取得要件としていた（旧）国籍法 3 条 1 項の規定が憲法 14 条 1 項に違反するかについて、「日本国民である父から出生後に認知されたにとどまる非嫡出子に対して、日本国籍の取得において著しく差別的な取扱いを生じさせているといわざるを得ず」、国籍法 3 条 1 項の規定は憲法 14 条 1 項に違反する。

⑤婚外子差別規定違憲決定（最大決平 25.9.4）

民法 900 条 4 号ただし書の規定のうち、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とする部分（以下「本件規定」という）が憲法 14 条 1 項に違反するかについて、「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らか」であり、「法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、……父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきて」おり、以上を総合すれば、「本件規定は、遅くとも平成 13 年 7 月当時において、憲法 14 条 1 項に違反していた」。

⑥再婚禁止期間違憲判決（最大決平 27.12.16）

女性について 6 箇月の再婚禁止期間を定める民法 733 条 1 項の規定（以下「本件規定」という。）が憲法 14 条 1 項及び 24 条 2 項に違反するか争われた。

「本件規定のうち 100 日超過部分が憲法 24 条 2 項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたことも明らかであり」、憲法 14 条 1 項及び憲法 24 条 2 項に違反する。

【参考】法令違憲判決をした最高裁判例

- ①尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭 48.4.4）
- ②薬事法開設距離制限規定違憲判決（最大判昭 50.4.30）
- ③衆議院議員定数配分規定違憲判決（最大判昭 51.4.14、最大判昭 60.7.17）
- ④森林法共有林分割制限規定違憲判決（最大判昭 62.4.22）
- ⑤郵便法免責規定違憲判決（最大判平 14.9.11）
- ⑥在外邦人選挙権制限違憲判決（最大判平 17.9.14）
- ⑦国籍法違憲判決（最大判平 20.6.4）
- ⑧婚外子差別規定違憲決定（最大決平 25.9.4）
- ⑨再婚禁止期間違憲判決（最大決平 27.12.16）

2. 思想・良心の自由

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(1) 「思想及び良心の自由」

通説は、「思想」と「良心」について、厳密に区別することなく一括してとらえる。

(2) 「侵してはならない」の意義

「侵してはならない」とは、①個人が特定の思想を強要・禁止されないこと、②ある思想の持ち主であることを理由に不利益な取扱いを受けないこと、③思想・良心の内容の表明を強制されないこと（＝沈黙の自由）を意味する。

思想が内心にとどまる限り絶対的に自由であり、いかなる制限も加えることができない。

(3) 主な判例

①謝罪広告事件（最大判昭 31.7.4）

民法 723 条にいう名誉の回復に適当な処分として謝罪広告の掲載を加害者に命ずることは、それが単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまるものであれば、代替執行の手続によって強制執行しても、加害者の倫理的な意思、良心の自由を侵害するものではない。

②三菱樹脂事件（最大判昭 48.12.12）

憲法は思想・良心の自由と同時に経済活動の自由をも保障しているから、企業者は、経済活動の一環として契約締結の自由を有するのであって、それゆえ、企業者が特定の思想・信条を理由に雇入れを拒んでも、当然には違法とはいえない。

*直接適用説／間接適用説

③「君が代」ピアノ伴奏事件（最判平 19.2.27）

「君が代」のピアノ伴奏を行うことを内容とする職務上の命令と内心の自由について、Xに対して本件入学式の国歌斉唱の際にピアノ伴奏を求めることを内容とする本件職務命令が、直ちにXの有する歴史観ないし世界観それ自体を否定するものと認めることはできない。本件職務命令は、Xの思想・良心の自由を侵すものとして憲法 19 条に反するとはいえない。

3. 信教の自由

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(1) 明治憲法と信教の自由

明治憲法下においても信教の自由は保障されていたが、神社神道が事実上国教とされ、一般国民に対しても神社参拝が強制された。

(2) 信教の自由の内容

信教の自由とは、特定の宗教を信じ、又は一般に宗教を信じない自由をいう。

信教の自由は、①内心における信仰の自由、②宗教的行為の自由、③宗教的結社の自由をその内容とする。

(3) 信教の自由の限界

内心における信仰の自由は、思想・良心の自由と同様に絶対的に保障される。しかし、外部的行為を伴う信仰が他者の権利・利益や社会に害悪を及ぼす場合には、規制の対象となりうる。

(4) 政教分離原則（20条1項後段、3項）

政教分離とは、国家の非宗教性、宗教的中立性をいう。政教分離により、信教の自由の保障の強化を図るとともに、国家と宗教の結合による国家の破壊・宗教の墮落を防止することを目的とする。政教分離を財政面から裏付けているのが89条前段である。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【参考】①津地鎮祭事件（最大判昭52.7.13） *目的効果基準

②愛媛県玉串料訴訟(最大判平9.4.2)

③宗教法人オウム真理教解散命令事件(最決平8.1.30)

4. 表現の自由

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(1) 表現の自由の価値

- ①個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値（自己実現の価値）と、
- ②言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという民主政に資する社会的な価値（自己統治の価値）の2つの価値がある。これによって表現の自由の優越的地位が導き出される。

(2) 知る権利

表現の自由は、単に表現の送り手の自由だけでなく、表現の受け手が情報を受領し、かつ請求する自由、すなわち知る権利も含む。

知る権利の法的性格として、①国民が情報を収集することを国家によって妨げられないという自由権的性格、②国家に対して積極的に情報の公開を要求する請求権的性格がある。

(3) アクセス権

アクセス権とは、一般に、情報の受け手である一般国民が情報の送り手であるマス・メディアに対して自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利をいう。判例は、不法行為が成立する場合は別として、反論文掲載請求権をたやすく認めるわけにはいかない、としている。

(4) 報道・取材の自由

報道は、事実を知らせるものであり、特定の思想を表明するものではない。しかし、報道の自由は国民の知る権利に奉仕するものとして 21条1項による保障を受ける。

取材の自由が 21条1項で保障されるかについて、判例は、「報道のための取材の自由も、憲法 21条1項の精神に照らし、十分尊重に値する」とした。

5. 学問の自由

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(1) 学問の自由の保障

学問の自由の内容は、通常、①学問研究の自由、②学問研究発表の自由、③大学における教授の自由、④大学の自治の4つである。

判例は、学問の自由は、①学問研究の自由と、②学問研究発表の自由を含み、特に大学におけるこれらの自由を保障する趣旨であるとする。

(2) 大学の自治

大学の自治につき憲法上明文の規定はない。しかし、学問の自由と大学の自治が密接不可分の関係にあることを前提にして、大学の自治が 23条によって保障されていると解するのが通説。

6. 経済的自由権

(1) 職業選択の自由

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

ア. 職業選択の自由とは、自己の従事すべき職業を選択・決定する自由をいう。自己の選択した職業を遂行する自由（営業の自由）も含まれる。

イ. 職業選択の自由の限界

職業選択の自由に対する法的規制の合憲性判定基準は、緩やかな審査基準（合理性の基準）である。合理性の基準は、職業活動の規制の目的に応じて二段階に分かれる（規制目的二分論）。

①消極的・警察的規制（消極目的規制）については、厳格な合理性の基準が用いられる。

②積極的・政策的規制（積極目的規制）については、明白性の原則が用いられる。

ウ. 主な判例

①小売市場事件（最大判昭 47.11.22）（積極目的規制）

小売市場を許可規制の対象としているのは、経済的基盤の弱い小売商の事業活動の機会を適正に確保し、かつ、小売市場の乱設に伴う小売商相互間の過当競争によって招来されるであろう小売商の共倒れから小売商を保護するためにとられた措置であると認められ、その目的において、一応の合理性を認めることができないわけではなく、また、その規制の手段・態様においても、それが著しく不合理であることが明白であるとは認められない。そうすると、小売市場の許可規制が憲法 22 条 1 項に違反するものとはいえない。

②薬事法距離制限事件（最大判昭 50.4.30）（消極目的規制）

薬局の配置規制について、国民の生命及び健康に対する危険を防止するための規制であるが、過当競争による不良医薬品の供給の危険性は観念上の想定に過ぎないので合理的な規制とはいえず、違憲であるとした。

③酒類販売免許制事件（最判平 4.12.15）（積極目的規制）

酒税法が酒類の販売業についても免許制を採用しているのは、酒税の確実な徴収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する必要があるからであり、酒類の致酔性を有する嗜好品であるという性質上、販売秩序維持等のため販売規制もやむをえないことも考慮すると、立法府の裁量の範囲を逸脱するものではない。

(2) 居住・移転の自由、外国移住・国籍離脱の自由

居住・移転の自由は、単に経済的自由としてだけでなく、人身の自由、表現の自由、人格形成の自由といった多面的・複合的性格を有する権利として理解されている。

22 条 2 項は、海外渡航の自由、国籍離脱の自由を保障する。

(3) 財産権

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

ア. 財産権保障の意味 (1項)

「財産権」とは、所有権その他の物権、債権の他、著作権・特許権等の無体財産権、鉱業権・漁業権等の特別法上の権利などを含む、財産的価値を有するすべての権利をいう。水利権・河川利用権などの公法的な権利もこれに含まれる。

1項の財産権の保障については、各個人の財産権を基本的人権として保障するとともに、私有財産制を制度的に保障している。

イ. 財産権の制限 (2項)

財産権に対しては、①自由国家的公共の福祉に基づく内制的制約（消極目的規制）と、②社会国家的公共の福祉に基づく政策的制約（積極目的規制）という2種類の制約が認められる。

財産権は、法律の個別的委任なしに条例で規制することができる（奈良県ため池条例事件判決最大判昭38.6.26）。

※消極目的規制…他者の生命・健康や尊厳、あるいは人権との調整という観点からの制約

積極目的規制…社会権の実現、経済的・社会的弱者の保護という政策目的に基づく制約

ウ. 損失補償 (3項)

「公共のために用いる」の意義について、不特定人の公共の用に供する公共事業だけでなく、取用された財産が特定の個人に分配されてその私的な用に供される場合も含める。

判例は、損失補償に関する規定がないからといって、当該法令が当然に違憲無効となるのではなく、29条3項を直接の根拠として補償請求できるとしている。

7. 人身の自由

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(1) 法定手続の保障 (31条)

憲法31条の規定には、イギリス中世のマグナ・カルタに由来する適正手続条項と、大陸法（フランス人権宣言）における罪刑法定主義が併存している。

(2) 抑留・拘禁に対する保障 (34条)

「抑留」とは、一時的な身体拘束をいい、逮捕・勾引に伴う留置がこれにあたる。

「拘禁」とは、比較的継続的な身体拘束をいい、勾留、鑑定留置がこれにあたる。

被疑者段階においても、少なくとも身体を拘束される場合には、弁護人依頼権が保障される。

(3) 証人に関する権利 (37条2項)

37条2項後段は証人喚問権を保障するが、裁判所は被告人申請の証人をすべて喚問する必要はなく、その裁判をするのに必要適切な証人を喚問すればよい。

8. 請願権

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(1) 請願権の意義

「請願」とは、国又は地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項について、希望・苦情・要請を申し出ることをいう。

(2) 請願権の内容

条文の文言	内容
「何人も」	①外国人や未成年者も含まれる ②法人その他の任意団体も含まれる
「その他の事項に関し」	①自己の利害と無関係な事項でもよい ②憲法改正についての請願も認められる
「平穩に」	暴力や威嚇による請願は、憲法上の権利として認められない
「請願する権利を有し」	請願を受けた機関は、請願内容に応じた措置をとるべき義務を負うわけではなく、それを受理し「誠実に処理」する義務を負うにとどまる
「いかなる差別的待遇も受けない」	国家権力による差別待遇が禁じられることのみならず、公的にも私的にも差別待遇を禁ずるものと解されている

※請願権は、明治憲法においても臣民の権利として認められていた。

9. 社会権

(1) 生存権

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

【生存権の法的性格】

- ①プログラム規定説：25条1項は単なるプログラムであり、国家に対する政治的義務以上のものは定めていない。(食管法違反事件 最大判昭 23.9.29)
- ②法的権利説：国民は人間に値する生存を営むために必要な措置を講ずることを要求する権利を保障されており、国家はそれに対応する法的義務を負う。
 - ②-1 抽象的権利説：国民は直接25条を根拠として裁判所に救済を求めることができない。憲法の生存権の規定は、国民に法的権利を保障したものであるが、それを具体化する法律によって初めて具体的な権利となるものであるとしている。
 - ②-2 具体的権利説：国民は法律が制定されていなくても、25条を直接の根拠として立法不作為の違憲確認訴訟を提起できる。

【生存権の法的性格と救済方法】

	①自由権的側面の侵害救済	②具体化立法の存在を前提に処分の合憲性を争う	③具体化立法の合憲性を争う	④立法不作為の合憲性を争う	⑤具体化立法の存在なくしての請求
プログラム規定説	○	×	×	×	×
抽象的権利説	○	○	○	×	×
具体的権利説	○	○	○	○	×

【参考】朝日訴訟事件（最大判昭 42.5.24）

(2) 環境権

環境権とは一般に、良い環境を享受しこれを支配する権利とされている。

環境権は、所有権や人格権と並ぶ具体的権利であり裁判において損害賠償や差止めを求める根拠になる権利といえるかについては争いがあるも、環境権の概念の不明確性を理由にこれを否定する立場が有力である。環境権を正面から認めた判例はない。

【参考】大阪空港公害訴訟（最大判昭 56.12.16）

(3) 教育を受ける権利

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育を受ける権利は、国の介入、統制を加えられることなく教育を受けることができる権利と国家に対して合理的な教育制度の整備とそこでの適切な教育を要求する権利として位置づけられている。→自由権としての性格と社会権としての性格を併有する。

義務教育の無償について、最高裁判所は「無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当」であるとしたうえで、「国は、その他の教育に関する費用をも負担するのが望ましいが、「それは、国の財政等の事情を考慮して立法政策の問題として解決すべき事柄」であるとして、26条2項後段には反しない、と判示した（教科書費国庫負担請求事件 最大判昭 39.2.26）。

(4) 勤労の権利及び義務（27条1項）

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

勤労の権利とは、国民は①一般に勤労の自由を侵害されないという自由権的側面と、②勤労者が国に対して生活配慮の諸施策を要求するという社会権的側面を有する。もっとも、自由権的側面は22条1項の職業選択・営業の自由の保障と重なることから、27条1項の積極的意義は、その社会的側面にあるといわれている。

(5) 労働基本権

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働基本権の保障には、大きく分けて3つの側面がある。

①国家権力からの自由という側面（国家の刑罰権からの自由）

労働者には争議行為の自由、労働放棄の自由が認められ、国家は争議行為・労働放棄に対して刑罰を科しえない（労組1条2項参照）。

②民事上の権利という側面

正当な争議行為は民事責任が免除され、解雇や損害賠償等の理由とすることはできない。

→私人間に直接適用される

③国家（国・地方の労働委員会）による行政的救済を受ける権利という側面

この側面を実現するため、不当労働行為に対する救済命令制度（労組 7 条、27 条の 12）がある。

第3 国会

1. 衆議院の優越

第59条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第60条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第61条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第2項の規定を準用する。

第64条 国会は、罷免の訴迫を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

【両院の権能上の関係】

衆議院にだけ認められる権限	①予算先議権（60条1項） ②法的効果をともなう内閣不信任決議権（69条）
衆議院の議決の効力が優越するもの	①法律案の議決（59条） ②予算の議決（60条2項） ③条約締結の承認（61条） ④内閣総理大臣の指名（67条1項）
両院が対等の関係に立つもの	①皇室の財産授受についての議決（8条） ②予備費の支出に関する国会の承諾（87条2項） ③決算の審査（90条1項） ④憲法改正の発議（96条1項前段）

【衆議院の優越】

カッコ内は条文番号

	法律案 (59 条)	予算 (60 条)	条約 (61 条)	内閣総理大臣の 指名 (67 条 2 項)
衆議院の先議権 の有無	なし	あり (60 I)	なし	なし
参議院に与えら れた議決期間	60 日 (59IV)	30 日 (60 II)	30 日 (61、60 II)	10 日 (67 II)
参議院が議決し ない場合の効果	参議院が否決した ものとみなすこと ができる (59IV)	衆議院の議決を 国会の議決とする (60 II)	衆議院の議決を 国会の議決とする (61、60 II)	衆議院の議決を 国会の議決とする (67 II)
衆議院の再議決 の要否	必要。出席議員の 3 分の 2 以上 (59 II)	不要	不要	不要
両院協議会の 開催	任意的 (59III)	必要的 (60 II)	必要的 (61、60 II)	必要的 (67 II)

※憲法で規定していない事項も、法律で衆議院の優越について定めることができる。

2. 衆議院の解散

第 69 条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

(1) 解散の意義

「解散」とは、議員の任期が満了する前に議員の身分を終了させることをいう。

(2) 解散権の主体

7 条 3 号は、衆議院の解散を天皇の国事行為としており、形式上、解散を行うのは天皇であるといえるが、その実質的決定権者については明確な規定を設けていない。衆議院の解散の実質的決定権者について、通説は、7 条 3 号を根拠に内閣のみが解散を決定する権限を有するとしている。衆議院の自律的解散権については、明文の根拠が必要であるとして否定するのが多数説である。

(3) 解散事由

内閣に解散の実質的決定権が存するとしても、解散権の行使が 69 条の場合に限られるかについては争いがある。69 条の場合に限られないとするのが通説である。

3. 参議院の緊急集会

- 第54条 衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。
- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後10日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

(1) 緊急集会の要件

- ①衆議院が解散されたこと …任期満了は含まれない。
- ②国に緊急の必要があること…総選挙後特別会の召集を待つ余裕がないほどに切迫した国家的必要があることをいう。
- ③内閣の求めがあること …参議院議員に要求権はない。緊急集会は国会の召集とは異なるので、天皇の詔書の形式によるものではない。

(2) 緊急集会の権能

緊急集会は、国会の権能を代行するものであるから、その権能は、法律の制定・予算の改訂など国会の権能に属する事項のすべてに及ぶ。ただし、憲法改正の発議、新たな内閣総理大臣の指名は、緊急の必要性がないことから決議事項にならないとされる。

参議院の緊急集会でとられた措置は、次の国会開会后10日以内に衆議院の同意を得なければならない。衆議院の同意が得られない場合は将来に向かって効力を失う。

(3) その他

緊急集会の期間中、参議院議員は、会期中の国会議員と同様に、不逮捕特権（50条）、免責特権（51条）を保持する。

第4 内閣

1. 内閣の権能

第65条 行政権は、内閣に属する。

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

2 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国务を総理すること。

二 外交関係を処理すること。

三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第74条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第75条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

2. 内閣総理大臣

第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第68条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

(1) 内閣総理大臣の指名 (67条)

憲法は、内閣総理大臣となりうるための資格として、文民であること (66条2項) に加えて、国会議員であること (67条1項) を要求している。国会議員であることは在職のための要件でも

あると解するのが通説である。

内閣総理大臣は、国会の指名に基づき、天皇が任命する（6条1項）。

（2） 国務大臣の任命権（68条1項）

国務大臣選任の要件

① 文民であること（66条2項）

② 任命する国務大臣の過半数は国会議員から選ばなければならないこと（68条1項但書）

過半数は国会議員であるという条件は、内閣の成立要件であると同時に存続要件であるとするのが通説である。

（3） 国務大臣の罷免権（68条2項）

内閣総理大臣は、「任意に」国務大臣を罷免する権限を有する。「任意に」とは自由裁量により、という意味である。これは、内閣総理大臣の閣内における統制力を強化しようとの趣旨に基づく。

【内閣の権能と内閣総理大臣の権能】

カッコ内は条文番号

	内閣の権能	内閣総理大臣の権能
憲法上の権能	① 法律の誠実な執行と国務の総理（73①）	① 国務大臣の任命権（68Ⅰ）
	② 外交関係の処理（73②）	② 国務大臣の罷免権（68Ⅱ）
	③ 条約の締結（73③）	③ 国務大臣訴追の同意権（75）
	④ 官吏に関する事務の掌理（73④）	④ 内閣を代表して議案を国会に提出（72）
	⑤ 予算の作成（73⑤、86）	⑤ 一般国務及び外交関係について、内閣を代表して国会へ報告（72）
	⑥ 政令の制定（73⑥）	⑥ 行政各部を内閣を代表して指揮監督（72）
	⑦ 恩赦の決定（73⑦）	⑦ 法律・政令の署名及び連署（74）
	⑧ 天皇の国事行為についての助言と承認（3、7）	
	⑨ 国会の臨時会の召集の決定（53）	
	⑩ 参議院の緊急集会を求めること（54Ⅱ）	
	⑪ 国会への議案提出（72）	
	⑫ 衆議院の解散の決定	
	⑬ 最高裁判所長官の指名（6Ⅱ）	
	⑭ 最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の任命（79Ⅰ）	
	⑮ 下級裁判所裁判官の任命（80Ⅰ）	
	⑯ 予備費の支出（87）	
	⑰ 決算・会計検査院の検査報告書の国会への提出（90Ⅰ）	
	⑱ 国会及び国民への財政状況の報告（91）	

第5 司法

- 第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- 2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- 3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。
- 第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
- 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。
- 第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。
- 第79条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- 3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。
- 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。
- 第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることが出来る。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- 2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

1. 司法権の独立

司法権の独立とは、①裁判官がその職務を行うにあたって、法以外の何ものにも拘束されず、独立して職権を行使すること（裁判官の職権の独立）、及び②全体としての裁判所が、他の国家機関から独立して自主的に活動すること（司法府の独立）をいう。

裁判官の職権の独立には、対外的側面と対内的側面がある。裁判官は、その職権を行うに際して、国会・内閣などから外的な干渉を受けないだけでなく、上席裁判官などから内的な干渉を受けないことをも要求される。

議院は、司法に関する立法や司法権に関する予算審議に関して必要な調査を行うことができるが(62条)、司法権の独立との関係で現に係属中の裁判事件につき、裁判官の訴訟指揮・裁判手続・裁判内容の批判を目的として行う調査は、裁判官に事実上重大な影響を与えるので許されない。

2. 裁判官の身分保障

公の弾劾による罷免の事由は、職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき、及び職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときである。

裁判官も、裁判官としての身分関係の秩序を維持するために、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があったときは、懲戒に服する。ただし、懲戒による罷免は許されない(裁判官の懲戒は戒告または1万円以下の過料の二種類)。

3. 違憲審査制

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。
--

(1) 違憲審査制の性格

裁判所は具体的な訴訟事件を前提として、その解決に必要な限りで違憲審査権を行使できる。その理由として、①81条は第6章「司法」に規定されていること、②抽象的違憲審査制に関する手続的規定が置かれていないこと等があげられる。

(2) 違憲審査権の主体

下級裁判所が違憲審査権を有するか否かについては、81条は「最高裁判所は」と規定するため明らかではないが、通説・判例ともこれを肯定する。

81条の趣旨からすれば、下級裁判所の違憲審査は終局的であってはならず、必ず最終的に最高裁判所の審査を受ける途を開くことが必要となる。

(3) 違憲審査の対象

81条は、違憲審査の対象として「法律、命令、規則又は処分」をあげている。81条の文言上、条約が違憲審査の対象となるかどうかは明らかでない。そこで、条約の性質上、これに違憲審査権が及ぶのかについては争いがある。

(4) 統治行為

統治行為とは、国家機関の行為のうち高度の政治性を有する行為であって、それについて法的判断は可能であっても、その高度な政治性という性質上裁判所の司法審査の対象から除外されるものをいう。この統治行為論の肯否については争いがある。

(5) 違憲判決の効力

最高裁判所が違憲と判断した法律の条項は、当該訴訟事件についてのみ効力が否定されるにと

どまり、当該条項の存立・効力には影響がない。

→制定権者である国会が改廃措置を採ることによってはじめて法律は一般的・対世的に効力が否定される。

【参考】 苫米地事件(最大判昭 35.6.8)

第6 財政

第83条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第85条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第86条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第91条 内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少くとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

1. 租税法律主義の意義・内容

租税法律主義の原則とは、租税の賦課・徴収は、必ず国会の議決する法律によらなければならないとする原則をいう。租税法律主義の内容として、①課税要件法定主義と、課税要件明確主義とがある。

課税要件法定主義…納税義務者・課税物件・課税標準・税率等の課税要件、及び租税の賦課・徴収の
手続が法律で定められなければならない(ただし、租税に関する事項の細目まで
法律で定めることは実際的ではなく、命令への委任が認められる)

課税要件明確主義…課税要件及び賦課・徴収を定める手続は、誰でもその内容を理解できるように明
確に定められなければならない

※永久税主義

84条は明治憲法以来の永久税主義を容認するものであって、いわゆる1年税主義(租税は1年ごと)を原則とするものではない。もっとも、1年税主義を否定するものではなく、法律で1年税主義を定めることも許される。

2. 租税法律主義の適用範囲

「租税」とは、国又は地方公共団体が特別の役務に対する反対給付としてではなく、その経費にあてるために、その課税権に基づいて国民に対して強制的に徴収する金銭給付をいう(固有の意味の租税)。

固有の意味の租税のほかに、負担金、手数料、国の独占事業の料金等が84条で規定された租税法律主義の「租税」に含まれるのかについて、一方的・強制的に賦課・徴収する金銭は、実質的に租税と同視して本条の適用があると解されている(通説)。

「租税」は国税のみを指し地方税は含まないが、84条の趣旨は地方税にも及ぶと解されている。

関税は、関税法及び関税定率法によるのが原則である。条約によって特別の定めがあるときは、それによる(関税法3条但書)が、このことは84条に反しない。

第7 改正

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

1. 改正の手続

憲法の改正に関する手続を内容とする「日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）」が、平成22年5月18日に施行された。また、同法の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布・施行された。

(1) 憲法改正の発議

国会議員（衆議院100人以上、参議院50人以上）の賛成により憲法改正案の原案が提出され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付される。

両院それぞれの本会議にて3分の2以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされる。憲法改正の発議の議決には、衆議院の優越は認められていない。

なお、憲法の改正箇所が複数ある場合は、内容において関連する事項ごとに区分して発議される。

(2) 国民による承認

国民投票は、憲法改正の発議をした日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行われる（国民投票法2条1項）。日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する（国民投票法3条）。ただし、これは平成26年改正国民投票法の施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後に行われる国民投票に限られ、施行後4年を経過するまでの間に国民投票が行われる場合には、投票権は満20年以上の日本国民に与えられる。

憲法改正が成立するための「その過半数の賛成」の意味について、投票総数（憲法改正案に対する賛成の投票の数と反対の投票の数を合計した数）の2分の1を超えた場合に「その過半数の賛成」があったとされる（国民投票法126条、98条2項）。無効票は「投票総数」に入らない。

(3) 公布手続

憲法改正手続の最後の手続として、天皇による公布（7条1号）が必要である。成立した憲法改正は、日本国憲法と一体をなすものとなり、最高法規（98条1項）となる。

2. 憲法改正の限界

憲法改正の限界の有無については争いがあるが、限界説（通説）に立った場合、憲法の基本原理をなす国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、憲法改正規定について、日本国憲法の改正をすることは許されない。